

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
伊豆市	筏場地区	令和4年3月10日	令和4年3月10日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	278,191 m ²
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	278,191 m ²
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	205,553 m ²
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	205,553 m ²
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 m ²
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 m ²
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

対象集落内の耕地面積のうち約74%を高齢化した担い手が維持管理しているとともに、中山間地という立地的特性等により大きな法面の維持管理や小區画など耕作条件の悪い農地がある。
また、有害鳥獣被害や河川沿いに団地を形成するわさび田という特性から災害等への懸念が大きい。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当該集落は、中山間地域等直接支払制度に取り組んでおり、市と5年間にわたる農地の維持管理等に関する協定を締結している。それらの協定組織の活用やコミュニティ機能の強化等により、協定参加者で役割分担しつつ、農用地の生産・保全活動を行っていき、農地の集約化や荒廃農地の発生防止等に努めていく。

地区内ではわさび生産の認定農業者が水稻の営農を行っているため、営農面積を拡大したい意向の生産者がいれば、集約化可能な農地を紹介する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	筏場・地藏堂広域	わさび	17.4 ha	わさび	17.4 ha	
認農	塩谷 義彦・直人	水稲	1.5 ha	水稲	1.5 ha	
認農	高村 範利	わさび・水稲	1 ha	わさび・水稲	1 ha	
認農	塩谷 典久	わさび・水稲	1.5 ha	わさび・水稲	1.5 ha	
認農	塩谷 美博	わさび・水稲	1.5 ha	わさび・水稲	1.5 ha	
認農	塩谷 吉栄	わさび・水稲	1 ha	わさび・水稲	1 ha	
認農	塩谷 廣次	わさび・水稲	1.5 ha	わさび・水稲	1.5 ha	
認農	塩谷 康司	わさび・水稲	0.5 ha	わさび・水稲	0.5 ha	
認農	塩谷 淳	わさび・水稲	0.5 ha	わさび・水稲	0.5 ha	
認農	小倉 浩光	わさび・水稲	1 ha	わさび・水稲	1 ha	
認農	塩谷 剛	わさび・水稲	1 ha	わさび・水稲	1 ha	
認農	塩谷 義彦	わさび・水稲	0.5 ha	わさび・水稲	0.5 ha	
認農	高村 久尚	わさび・水稲	0.45 ha	わさび・水稲	0.45 ha	
計			29.3 ha		29.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>【荒廃農地防止対策の取組方針】 中山間直接支払交付金等を活用し、将来にわたり持続可能な農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制を構築していくとともに、集落内において高齢化や傷病等により荒廃農地発生が懸念されるときは、集落協定による支え合いにより荒廃農地発生を防止していく。 併せて生産組合である中伊豆山葵組合と連携し、機械等施設及び農作業の共同化等を推進していく。</p>
<p>【鳥獣被害防止対策の取組方針】 中山間直接支払交付金等を活用し、協定活動において、被害状況の確認や電気柵や防護ネット等を設置していく。</p>
<p>【災害対策への取組方針】 中山間直接支払交付金等を活用し、協定活動において、定期的な法面点検等を実施し、必要に応じて簡易補修等を実施していく。また、道水路の定期的な草刈りや点検等を行い、必要に応じて簡易補修等を実施していく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。